

議第15号

高山市介護保険条例の一部を改正する条例について

高山市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成27年3月2日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

介護保険料の改定等を行うため改正しようとする。

高山市介護保険条例の一部を改正する条例

高山市介護保険条例（平成16年高山市条例第28号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(保険料率)</p> <p>第3条 <u>平成24年度から平成26年度までの</u>各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>32, 160円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>34, 680円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>48, 120円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>64, 200円</u></p> <p>(5) 次のいずれかに該当する者 <u>70, 680円</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、<u>第7号イ又は第8号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>83, 520円</u></p> <p>ア 合計所得金額が125万円以上<u>250万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれ</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第3条 <u>平成27年度から平成29年度までの</u>各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>32, 760円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>45, 840円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>49, 080円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>58, 920円</u></p> <p>(5) <u>令第39条第1項第5号</u>に掲げる者 <u>65, 400円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>75, 240円</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、<u>第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>88, 320円</u></p> <p>ア 合計所得金額が125万円以上<u>190万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれ</p>

にも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第8号イに該当する者を除く。）

(7) 次のいずれかに該当する者 109, 200円

ア 合計所得金額が250万円以上500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 115, 560円

ア 合計所得金額が500万円以上750万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

にも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 91, 560円

ア 合計所得金額が190万円以上250万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 117, 720円

ア 合計所得金額が250万円以上375万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 124, 320円

ア 合計所得金額が375万円以上500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 130,800円

ア 合計所得金額が500万円以上750万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 137,400円

ア 合計所得金額が750万円以上1,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(9) 前各号のいずれにも該当しない者 122,040円

(13) 前各号のいずれにも該当しない者 150,480円

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第5条 (略)

2 (略)

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ並びに第6号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第6号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 (略)

附 則

(平成18年度から平成20年度までの各年度における保険料率の特例)

第5条 (略)

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第5条 (略)

2 (略)

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第9号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 (略)

附 則

(平成18年度から平成20年度までの各年度における保険料率の特例)

第5条 (略)

(介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置)

第6条 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間は行わず、その翌日から行うものとする。

2 法第115条の45第2項第4号、第5号及び第6号に掲げる事業については、その円滑な

実施を図るため、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に行わず、その翌日から行うものとする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。